

スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン

令和7年4月

佐賀県教育委員会

学校教育課

目 次

1 スクールソーシャルワーカーについて	・・・	1
2 SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項	・・・	5
3 学校におけるSSWの役割について	・・・	7
4 児童生徒を支える相談体制とSSWの活用について	・・・	8
5 具体的な活用事例	・・・	11
6 SSW活用の概要ケース(業務内容等)	・・・	15
7 児童生徒理解・教育支援シート	・・・	17

1 スクールソーシャルワーカーについて

(1) スクールソーシャルワーカーとは

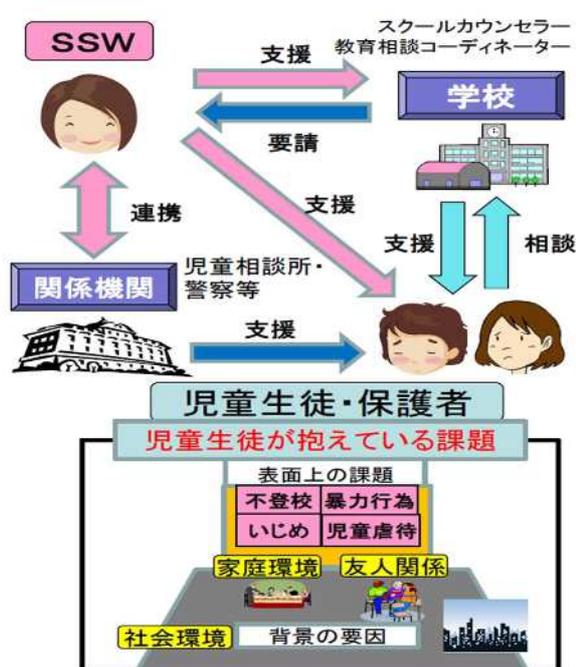
スクールソーシャルワーカー(以下、SSWという。)とは、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など多岐にわたる生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行う人材である。

(2) SSWの活用のねらい

本県においては、SSWは児童生徒や保護者への直接的な個別援助を中心とするものではなく、問題を抱える児童生徒の置かれた環境への働きかけと教職員への指導及び助言を中心とした活動を重視する。

それは、問題を抱える児童生徒の支援をより効果的に行うためには、関係機関と連携した学校の支援体制を構築すること、学校の教職員等が、ソーシャルワークの視点を持って対応することが大切だと考えるからである。そこで、SSWはケース会議^(注1)や対応を進めて行くうえで、ソーシャルワークの専門性を取り入れた効果的支援が可能となるよう、課題解決の中心となる教育相談コーディネーター(教育相談主任、教育相談担当者)などの教職員を支援しながらチームの一員として活動する。

注1： ケース会議とは、支援を必要とする児童生徒の状況を共有し、解決すべき問題や課題のある事例を個別に深く検討することによって、その状況を十分に理解し、対応策を考える会議。



(3) スクールソーシャルワークで大切なこと

スクールソーシャルワークとは、問題を抱えた児童生徒とその置かれた環境への働きかけを行うことである。SSWや教職員がスクールソーシャルワークを行うにあたり、次のことがらを大切にしていけることが重要である。

① 児童生徒の権利最優先

当事者である児童生徒自身にとって、何が最もよいことなのか、という視点で行動することが大切である。

② 児童生徒本人の自己決定を尊重する姿勢

児童生徒のパートナーとして、問題の解決にあたって共に取り組む姿勢が大切である。

③ エコロジカル^(注2)視点

問題発生の原因を児童生徒個人に求めるのではなく、児童生徒を取り巻く環境との相互作用・影響に焦点を当て、問題・課題の解決のために環境に働きかける。

注2: エコロジカルとは、生態上の、生態学的。人と人、人と環境との関係を究明する分野。

④ ストレngths視点

問題をとらえるときに、児童生徒や家庭が本来持っているストレngths(強み)に焦点を当て、その力をさらに高め・強める働きかけを行い、支援を行うことで問題解決の方向性を考えることが重要である。

⑤ 学校教育制度の理解

SSWは、派遣された学校の校長の指揮監督の下に、業務を行う。また、活動にあたっては、当該市町の個人情報保護条例を遵守する。

⑥ 秘密の保持

SSWには、プライバシーの保護について、教育現場・学校を基盤として支援活動を行うことから、教職員・関係機関との協働が求められる。

職務上知り得た情報は、本人の了解が必要となるが、個人情報の取扱いにおいて、本人の利益になることであれば、情報共有が許容されることがある。SSWも基本的にこの方針に則り、情報が不適切に扱われないように、ケース会議などで関係者が集う場でのみの情報共有など情報の取扱いには十分注意する。



(4) スクールソーシャルワークのプロセスについて

インテーク(最初の面談・相談。)

情報を整理しながら記録していく。児童生徒理解・教育支援シート(アセスメントシート P.17 参照)を作成することなど、情報の共有化により、効果的である。

ケース会議

アセスメント(見立て。解決すべき問題や課題のある事例の家族や地域、関係者などの情報から、その児童生徒のストレングス(強み)やそのような状態に至った背景について探ること。)

- ① 人間の行動には、必ず要因があると考ええる。
- ② その要因を、個人と環境との関係の中で見出そうとする。
- ③ 要因を見出すために、情報を集め分析することに役立つ。

プランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な見立て。アセスメントに基づいて、事例に合った支援目標と対応プランを考えること。)

支援目標には、長期目標と短期目標を設定する。長期目標においては、児童生徒のより望ましい状況を踏まえた長期的な視点に立った段階的な目標を設定する。また、短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるようなプラン実行のイメージが持てるような目標を設定する。

- ④ 要因を見出せたら、それに対する最善の対応策を考える。

プランの実行(ケース会議等で話し合われた内容を具体的に行うこと。)

- ⑤ その対応策を、関係者で分担して実施する。

モニタリング(ふりかえり。アセスメントからどのように目標を立て、プランに沿ってどのように動いたか結果はどうだったのかを検証し、見直しを行うこと。)

- ⑥ その実行した結果を振り返って、次の対応に向け改善する。

アセスメントへ

2 SSWの職務遂行に当たり配慮すべき事項

(1) 業務の遂行について

SSWは、教育事務所・支所に配置し、市町教育委員会に派遣されて業務を行う。また、派遣された学校の校長の指揮監督の下に業務を遂行する。

(2) 守秘義務と情報管理について

勤務条件の項目の中に「秘密の保持」が記載されているように、職務上知り得た情報について、守秘義務とする。

SSWが作成するすべての個人に関する情報について、電子媒体での外部への持ち出しを原則禁止とする。

(3) 外部機関との連携について

外部機関の専門性を理解した上で、適切に連携を図るようにする。その際には、SSWが自己判断で外部との連絡を取ることを避け、派遣された学校の校長の指示のもと行うようにする。

(4) 家庭訪問における留意点について

児童生徒への対応として家庭訪問を行うケースがある。事前に学校の管理職と保護者の許可を得た上で行うようにする。

(5) 文書などの事務処理について

SSWは、県教育委員会の会計年度任用職員である。市町教育委員会に提出する月別報告書については、市町教育委員会から指定されたパソコンを使用して作成する。また、月別報告書やケース会議の資料等の内容については、市町教育委員会の担当者又は派遣先の学校長の許可をとることが必要である。県立学校に提出する月別報告書については、派遣先の学校長の許可をとることが必要である。

ただし、作成する文書については、県や派遣先自治体の情報セキュリティ基本方針に基づいて、適正に取り扱う。文書によっては、県や派遣先自治体の情報公開条例・個人情報保護条例による情報開示対象文書となる可能性があるため、市町教育委員会における内容については市町教育委員会、県立学校における内容については派遣先の学校長に相談・確認を行う。

(6) 児童虐待に係る通告

児童虐待に係る対応については、支援を行っていく中で、虐待事案であると確証が得られた場合のみならず、虐待である確証が得られない状況であったとしても、主観的に虐待があったと思われる場合は、学校に情報共有を図った上で、市町又は児童相談所等への通告義務が生じる。



3 学校におけるSSWの役割について

- ① 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
 - 家庭、友人関係、学校、関係機関、地域への働きかけ（不登校、いじめ、暴力行為など児童生徒が抱える課題、貧困、児童虐待など）
 - 児童生徒との面接や家庭訪問等の相談支援活動
 - 児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供
- ② 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
 - 児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に、関係機関と連携した学校支援体制の構築等
 - 関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ
 - 教育委員会と相談して学校や自治体のネットワーク体制作り等
 - ケース会議等を踏まえた、不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に対する関係機関との連携支援
- ③ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - 不登校、問題行動、子どもの貧困、虐待、災害、突発的な事件・事故の当事者となった児童生徒に関するケース会議のアセスメント、プランニング
 - 社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）
 - 校内支援チーム体制作りの支援活動
 - 学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修
- ④ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
 - 保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
 - 保護者と教職員の間での調整、橋渡し
 - 保護者、教職員等への相談援助
- ⑤ 教職員等への研修活動
 - 教職員等の研修会の講師



4 児童生徒を支える相談体制とSSWの活用について

(1) 市町教育委員会の役割

SSWが学校、関係機関とネットワークを築くために、校長をはじめとした教職員、関係機関にSSWの役割を周知する必要がある。そのため、市町教育委員会において次のような取り組みが求められる。

- ① SSWの役割を理解し、積極的に活用するため、担当者と連絡を取り合いながら、体制を整える。
- ② 学校に対して、具体的な事案についての情報の収集や関係者の招集など、SSWを効果的に活用するための体制を整えるよう指導・支援する。
- ③ 関係機関に対して、SSWの周知を行うとともに、SSWが調整するケース会議等への参加、協力を依頼していく。
- ④ 日常的な教育活動の中で中学校区での小・中学校の連携を進めていく。

(2) 学校の役割(校内の教育相談体制の構築に向けて)

SSWの「専門性」及び「役割」を全教職員が理解し、派遣先の学校の校長の指揮監督の下、教育相談コーディネーター(教育相談主任・教育相談担当)が中心となってSSWを活用した校内教育相談体制の構築に向け、組織的に取り組むことが必要である。

機能的な校内教育相談体制を構築するには、児童生徒の不登校・問題行動等の状況に応じて、SSW及びスクールカウンセラー(以下、SCという。)と連携しながら、教育相談コーディネーターが中心となってケース会議を開催し、アセスメント(見立て)とプランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)を行うことが大切である。SSWから社会福祉的専門性の学校組織・ケース支援へのコンサルテーションを依頼し、具体的で効果的な手立てを提供してもらおう。

<参考> 窓口となる教育相談コーディネーター等担当教員の役割

① SSWの周知と相談受付

児童生徒及び保護者等に SSW の周知を図る。相談者からの申し込みの有無にかかわらず、対象者の実情に応じて、教育相談コーディネーター等担当職員が積極的にアプローチすることも大切である。



② SSWやSCとの連絡調整

対象者の抱える問題が、主として「環境に起因する問題」であれば SSW に、「心の問題」であれば SC につなぐ。また、SSWとSCの双方の支援が必要な場合は、両者の共通理解を図り効果的支援が図られるように調整する。



③ 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者等からの相談を受け、適切に相談計画を立案する。



④ 個別記録等の情報管理

個人情報保護条例等を踏まえ、プライバシーの保護や人権擁護に配慮した個人記録の作成と管理を行う。



⑤ ケース会議の実施

事例に応じて、「学年でのケース会議」「校内全体でのケース会議」「関係機関を含めたケース会議」などの開催を決定する。SSW は福祉の専門家であり、SC は心理の専門家である。それぞれ互いの専門性として備えている、多様な知識・技術・情報に基づき、専門的見立てを行い、支援のためのコンサルテーション(専門家による指導・助言を含めた検討)を提供するためにもケース会議の開催が重要となる。

(ケース会議の進め方の例)

ケース会議では児童生徒の問題に対して、

ア 教職員、SSW、SC が教育・福祉・心理的観点に基づき専門的にケースの課題・解決への見立てを報告し合い、情報を共有化する。

イ 解決にあたって、教職員、SSW、SC はそれぞれの専門性からどのような支援ができるか話し合い。解決に向けての役割分担を決める。

ウ それぞれの支援の取組経過を、ケース会議を通して報告し合い、次の段階の役割分担を協議する。

(3) 校種間の連携について

① 小・中学校の連携について

子どもたちの発達段階に応じた指導をより効果的にするために、さらには、小学校から中学校まで切れ目ない支援をすることが不登校・問題行動等の未然防止につながることから、小・中学校の連携が進められてきた。

SSWと連携して小学校と中学校で情報交換をするなど、小学校における適切な支援を中学校に継続することができる。

② 中・高等学校の連携について

SSWと連携して、中学校と高等学校が相互に情報を共有することで、継続した支援を行うことができ、切れ目ない支援の提供が可能になる。中学校から高等学校へ情報提供を行うにあたり、SSWと連携し対応することができる。

5 具体的な活用事例

(1) 貧困対策のための活用事例

ケースの概要

母子家庭で母親が無職で収入がなく、金銭面の不安から、全般的に生活が安定していない。家庭環境が小学生の児童に影響し、徐々に学校への登校しぶりが見られるようになった。学校での生活も落ち着きがなく、友だちとのコミュニケーションもうまくとることができない。

○ アセスメント(見立て)

登校しぶりの背景として、経済的な面も含めた生活の不安定さが考えられる。

○ プランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)

・長期目標

生活が安定し、登校できるようにする。

・短期目標

母親の就労支援を行い、生活の安定を図る。

・対応策

- ① ハローワークと連携し、母親が就職できるよう積極的に介入する。
- ② 登校した際の受け入れ態勢を整え、友だちとの関係づくりを支援する。

○ プランの実行

SSWが担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC等からの情報収集を行い、整理した。SSWのサポートのもと、教育相談担当を中心に管理職、担任、養護教諭、SC等、関係教職員でケース会議を行い、共通理解のもと、母親の就労支援とともに、児童が登校した際の受け入れ態勢等の計画を立てた。

SSWが母親を就労に導くため面談を行うとともに、ハローワークと連携し、母親の状況に沿った就職先を紹介し、仕事が決まった。

○ モニタリング(ふりかえり)

母親が仕事を始めることができたことで、生活が安定し始め、児童も徐々に登校しぶりが改善されていった。また、友だちがいなかったことも登校することにつれ改善され、児童の学校生活も安定していった。現在も継続して、母親と児童の見守りを継続している。

(2) 不登校対策のための活用事例

ケースの概要

中学生の生徒が突然不登校となり、明確な要因が不明であった。学校側は、怠学的要因ではないかと考えている。

○ アセスメント(見立て)

突然不登校になっていることから、生徒本人が持つ特性が要因ではないかと考えられる。

○ プランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)

・長期目標

精神面が安定し、再登校できるようにする。

・短期目標

不登校なった生徒の状況を把握する。

・対応策

- ① スクールカウンセラーと協働して生徒の状況を分析する。
- ② 生徒や保護者と面談を行い、状況を把握し、要因を分析する。
- ③ 出身の小学校に行き、小学生のときの状況を把握する。
- ④ 生徒の状況に応じた支援を行う。

○ プランの実行

担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、SC等の関係職員と連携して生徒の状況を分析した結果、学習障害があることがわかり、ケース会議の中で支援の方向性について話し合った。その結果、特別支援コーディネーターと具体的な支援策を検討し、環境を変える方向となった。

○ モニタリング(ふりかえり)

生徒は環境を変えたことによって、学習支援を受けるようになり、精神面が安定するようになった。生徒は精神面が安定したことにより、家庭内に会話が生まれるようになった。

(3) 不登校と家庭環境の改善を図った活用事例

ケースの概要

中学生の生徒は、ネグレクトの家庭環境で養育されており、小学生の頃から登校状況は不安定で、家庭は地域との関わりがない。保護者は就労せず同居親族の収入で生活しており、学校や地域から家庭に関わられることへの拒否が強く、家族全員が社会性の低い状況である。

○ アセスメント(見立て)

不登校の背景には、保護者は学校や地域への関りを拒否し、就労していない状況であることから社会性が低く、経済的に困窮した状況があると考えられる。

○ プランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)

・長期目標

家庭環境が安定し、再登校できるようにする。

・短期目標

保護者には就労支援を行うことで生活の安定を図り、生徒には教育支援センター等の学習支援を行う。

・対応策

- ① 就学援助の手続きや健康保険受給支援、養育環境改善に向けた支援を行う。
- ② 保護者への就労支援を行う。
- ③ 生徒への学習支援を行う。

○ プランの実行

- ① SSWは就学援助の手続きや健康保険受給支援等を行うため、関係機関に付き添った。また、SSWは保護者に登校や虫歯の治療をさせるように促し関係性を繋いでいたが、保護者に変化は見られず、養育環境も著しくは改善しなかった。
- ② 保護者の就労に向けて、保護者に生活自立支援センターや公共職業安定所を紹介した。
- ③ 中学校への登校の他にも町の教育支援センター利用を勧め、学習環境を整備した。

○ モニタリング(ふりかえり)

支援する関係機関を拡大したことにより、福祉関係機関と保護者の関係性が良好になり、教員が生徒へ歯磨き、給食、学習補講など熱心に関わりをもったことで、登校状況が少しずつ改善していき、登校が継続しつつある。

(4) 発達障害の診断を受けた生徒に対する活用事例

ケースの概要

発達障害の診断を受けているが、療育手帳の対象にならないため、当該生徒は卒業後の進路について不安に感じていた。また、母子家庭で母親が障害を持っている為、祖母に育てられているが、祖母は高齢で健康上の問題もあり、経済面で不安定な状況である。

○ アセスメント(見立て)

進路に対する不安感を抱える背景には、家庭生活の不安定な状況があると考えられる。

○ プランニング(解決に向けた目標の設定と具体的な手立て)

・長期目標

家庭の経済面での安定を図り、卒業後の進路に見通しをもたせる。

・短期目標

親の就労支援を行い、生活の安定を図り、中学卒業後の進路を決定する。

・対応策

- ① 生徒の進路決定に向けた支援を行う。
- ② 市の福祉機関と連携し、保護者の就労支援を行う。

○ プランの実行

生徒の進路決定に向けた支援について、SSWがサポートしながら学校が中心となって対応することとした。また、保護者に対しては、学校と市の福祉機関との連携を提案し、市の福祉機関、母親と祖母のサポート機関との支援会議を調整して情報共有をし、卒業後の困難発生にも対応できるようにした。

○ モニタリング(ふりかえり)

生徒は、担任や教科担当が関わることにより、希望する高校を受験できるようになった。また、段階的な進路の準備を行うことにより、無事に希望する高校に合格することができた。母親の就労により、家庭の経済状況が改善したことによって、安定した生活を送ることができるようになった。

6 スクールソーシャルワーカー活用の概要ケース(業務内容等)

支援種別	目的	方法	支援内容
アセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ケースを見立てるための情報収集と整理、分析 課題の整理や発掘 SSW活用の有無(受理判断) 	学校訪問	コンサルテーション(助言)
		役割分担(情報収集)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関訪問 児童生徒面談 保護者面談 担任(関係職員)面談
プランニング	<ul style="list-style-type: none"> 学校内での不登校支援や校内体制についての計画 ケース対応取り組みの検討 目標設定に向けて協議 SSW活用の有無と支援最終時期の判断 	学校訪問	コンサルテーション(助言)
		役割分担(実働)	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関訪問、連携 家庭訪問 児童生徒面談 社会資源、支援制度の提案
主な相談内容 (ケース)	<ul style="list-style-type: none"> 虐待(疑い) 不登校(登校しぶり) 経済的課題 発達障害(疑い) 非行等 いじめ 心身症状[保護者含む] 転入出児童生徒の引き継ぎ DV 	児童生徒面談・管理職連携	行政連携
		児童生徒面談、保護者面談	児童相談所連携
		保護者面談、行政連携	担任、関係職員連携
		児童生徒面談、保護者面談	支援制度申請支援
		児童生徒面談、保護者面談	医療機関連携、受診支援
		児童生徒面談、保護者面談	関係職員連携
		児童生徒面談、保護者面談	校内支援体制助言等
		児童生徒面談、保護者面談	医療機関連携、受診支援
		児童生徒面談、保護者面談	校内対応助言
		保護者面談	行政連携

相 談 内 容		状 況	課 題 ・ 背 景	主 な 連 携 機 関
虐待(疑い)	身体的	・しつけと称した暴力	・保護者のストレス ・保護者が育った養育環境 ・DV家庭	児童相談所 市町子ども担当課 医療機関
	心理的	・兄弟間で養育格差 (ステップファミリーの問題) ・コミュニケーションの課題	・保護者の精神疾患、ストレス ・保護者が育った養育環境 ・DV家庭	学校 市町子ども担当課 警察、医療機関
	性的	・継父や義母義父兄弟による身体接触 ・添い寝、入浴強要	・ステップファミリーの問題 ・虐待意識の低さ	児童相談所 市町子ども担当課
	ネグレクト(養育放棄)	・家事放棄 ・公共料金滞納 ・子の医療機関未受診 ・子の就学に非協力	・就労中心の生活 ・保護者の社会性の乏しい ・保護者の経済力、知的・精神の課題 ・相談や外部機関介入の拒否	児童相談所 市町子ども担当課 社会福祉協議会 福祉事務所
経済的課題	生活困窮	・就労していない、不安定 ・借金 ・就学援助未申請 ・公共料金、校納金滞納	行政窓口 市町子ども担当課 ハローワーク 弁護士	
発達障害(疑い) 心身症状	不登校、引きこもり 集団不適応 暴力	・注意欠陥多動性障害 ・自閉症スペクトラム ・学習障害 ・起立性調節障害	市町子ども担当課 市町障害福祉課 医療機関(療育含む) 児童相談者	
非行等	校内 校外	・万引き・窃盗 ・生徒及び対教師暴力 ・不純異性行為	児童相談所 警察 サポートセンター	
いじめ	身体的、精神的、金銭的	・校内支援体制未構築 ・保護者からの不信	・第三者を入れた支援チーム ・アフターフォロー	教育委員会 医療機関 警察

* 不登校に関しては、要因が複雑であることが多いため明記せず。

児童生徒理解・教育支援シート（共通シート）

作成日：令和〇年〇月〇日

作成者 R〇（記入者名） 追記者 R〇（記入者名）/ R〇（記入者名）/…

参考1

名前（よみがな）	性別	生年月日

○学年別欠席日数等	追記日	〇/〇												
年度														
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4	
出席しなければならない日数														
出席日数														
別室登校														
遅刻														
早退														
欠席日数														
指導要録上の出席扱い														
①教育支援センター														
②教育委員会所管の機関（①除く。）														
③児童相談所・福祉事務所														
④保健所、精神保健福祉センター														
⑤病院、診療所														
⑥民間団体、民間施設														
⑦その他の機関等														
⑧IT等の活用														

○支援を継続する上での基本的な情報

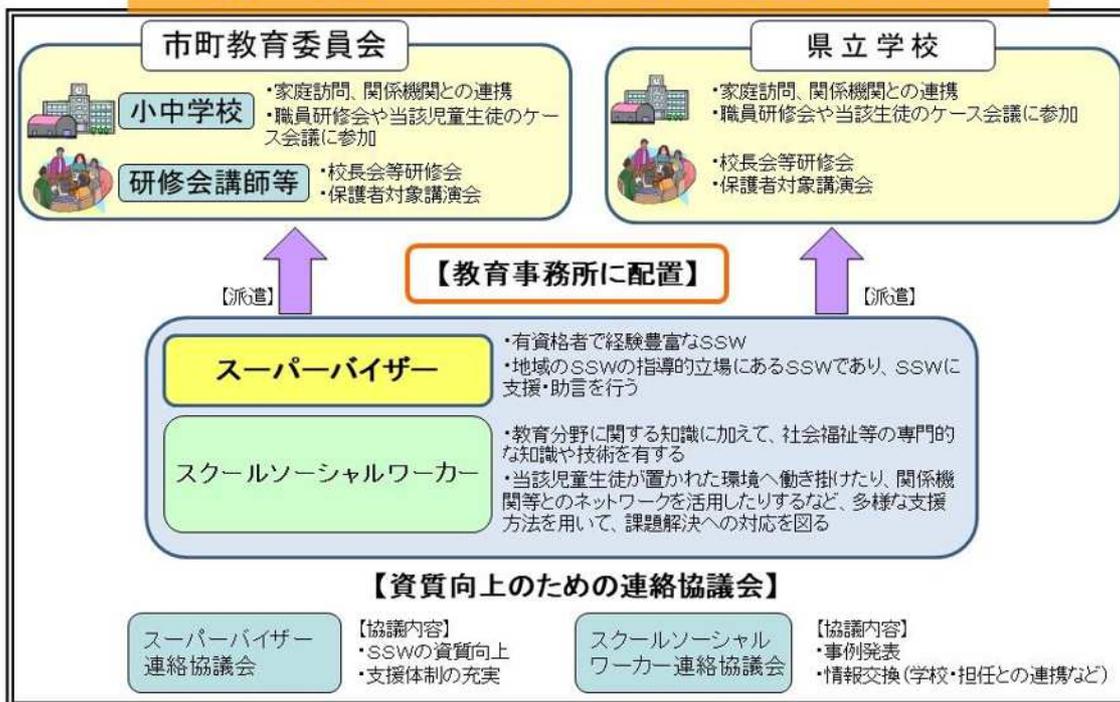
特記事項（本人の強み、アセスメントの情報等）

○家族関係

特記事項（生育歴、本人を取り巻く状況（家族の状況も含む。）、作成日以降の変化等）

備考欄

スクールソーシャルワーカー配置イメージ



関係機関

- 福祉関係機関
児童相談所、福祉事務所、生活自立支援センター（自立相談支援機関）、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、放課後児童クラブ、児童館、保育所、児童福祉サービス等事業所（放課後等デイサービス等）、発達障害者支援センター
- 保健医療関係機関
保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院
- 刑事司法関係機関
警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、保護司会、少年警察ボランティア
- 教育関係機関
教育支援センター（適応指導教室）、教育相談室、民間教育団体、民間教育施設、転出入元・先の学校、幼稚園
- 団体
社会福祉士会、精神保健福祉士協会、弁護士会、NPO法人スチューデント・サポート・フェイス
- 教育委員会内
家庭教育支援チーム（支援員）、土曜学校など学習支援、地域学校協働本部の地域コーディネーター、学校ボランティア、近隣の小・中学校 等
- 自治体
子ども担当課、生活福祉担当課、障がい福祉担当課、ハローワーク 等
- 相談機関
DV相談センター、佐賀県母子福祉センター、女性相談センター、更生保護サポートセンター等

【参考文献】

- 文部科学省 教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策・不登校支援等総合推進事業)
スクールソーシャルワーカー活用事業実施要領
- 文部科学省 平成29年2月3日付 28文科初第1423号
「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」
- 教育相談等に関する調査研究協力者会議 平成29年1月
「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制
づくり～(報告)」
- 神奈川県教育委員会教育局 支援教育部子ども教育支援課
「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」
- 神奈川県教育委員会教育局 支援教育部子ども教育支援課
「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン 2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～」平成25年3月
関係機関との連携支援モデル」
- 和歌山県教育委員会「スクールソーシャルワークの視点」
- 福岡県教育委員会「スクールソーシャルワーカーの活用について Q&A」平成20年3月
- 長崎県教育委員会「スクールソーシャルワーカー活用の指針」平成29年3月
- 島根県教育委員会「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用のために」平成28年3月
- スクールソーシャルワーカー養成テキスト(中央法規 編集日本学校ソーシャルワーク学会)
- スクールソーシャルワーク論(学苑社 日本スクールソーシャルワーク協会編 山下英三郎・
内田宏明・半羽利美佳編著)
- 相談援助 自らを問い 可能性を感じとる(学苑社 山下英三郎)